

2022年6月8日

株 主 各 位

大阪府四條畷市中野新町10番20号

株式会社 **トーアミ**

代表取締役社長 北川芳仁

## 第83回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第83回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本総会におきましては、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することをお勧めしておりますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議案に対する賛否を同封の議決権行使書用紙にご表示いただき、2022年6月22日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月23日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府四條畷市中野新町10番20号 当社本社3階会議室
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第83期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第83期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

~~~~~

### 【ご来場自粛のお願い】

本総会におきましては、新型コロナウイルス感染症による集団感染のリスク回避の観点から、当日のご来場は原則お控えいただき、書面による議決権行使をご検討ください。なお、お土産につきましても同趣旨に鑑み、ご用意いたしませんので、予めご了承の程よろしくお願い申し上げます。

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

### 4. 議決権行使についてのご案内

書面によって議決権を行使いただく場合は、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限である2022年6月22日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

以上



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.toami.co.jp>)に掲載させていただきます。

## 新型コロナウイルス感染症 感染拡大防止対応に関するご案内

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、本総会につきましては、役員および運営スタッフはマスク着用にて対応させていただき、円滑な議事進行を検討いたします。お土産につきましても同趣旨に鑑みご用意いたしませんので、予めご了承ください。

また、感染予防のため、会場入口にアルコール消毒液を設置するとともに、会場内における株主様の座席間隔を拡げることから、座席数を上回るご来場がある場合、ご入場いただけないことも想定されますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

ご用意できる座席数が限られご不便をおかけいたしますが、特に、株主の皆様を安全を第一に確保する観点から、本年につきましても株主総会当日のご来場を見合わせ、書面による議決権行使を強くお願い申し上げます。感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様におかれましては、特に慎重にご判断ください。

書面による議決権行使につきましては、同封の議決権行使書用紙及び本招集ご通知2ページをご参照ください。

なお、当日ご来場の株主様におかれましては、本総会開催時点での状況やご自身の体調をご確認の上ご来場いただき、入場時のアルコール消毒液による手指の消毒と、場内でのマスク着用についてご協力くださいますようお願い申し上げます。また、会場にて体調不良と見受けられる方には、運営スタッフよりお声掛けさせていただくことがございます。

株主の皆様の健康と安全を最優先に対応させていただきたく、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

~~~~~

本総会当日までの感染状況や政府等の発表内容等により、上記対応を変更する場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.toami.co.jp>) にてお知らせいたします。

(提供書面)

## 事業報告

(2021年4月1日から)  
(2022年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の変異株の感染拡大などの影響により社会経済活動は断続的に抑制されるなか、感染対策と社会経済活動の両立を模索するなど一部で需要の持ち直しが見られたものの半導体などの製品供給不足により物価上昇傾向が鮮明となりました。また、ロシアによるウクライナ侵攻を契機として、原油等の資源材料価格も暴騰を招き、一段と企業収益を圧迫するなど景気の先行きは不透明な状況で推移しております。

当社グループの主な事業分野である建設・土木業界におきましては、土木を中心とした公共事業は堅調であり、鉄骨造・鉄筋コンクリート造の建造物の着工床面積も対前年度比では増加に転じたものの、建築資材の価格続騰や入手難も相俟って、工期遅れや計画の見直しが発生するなど、当社グループを取り巻く市場環境は厳しい状況が続いております。

このような環境において、当社グループは、「安定から成長へ」をスローガンに、新市場開拓、設備投資による効率化等、強靱な事業基盤を築くことを基本方針とする中期経営計画に取り組んでおり、連結会計年度を通じて生産販売数量の減少はあったものの、原材料価格の上昇に伴う販売価格への転嫁に努めた結果、当社グループの連結会計年度の売上高は、122億65百万円（前年同期比4.1%増）となりました。

損益面におきましては、全世界的な物価上昇に伴う原材料価格の騰勢が続いたことに加え、年度末には燃料価格の暴騰や為替相場での円の続落などの影響により、想定以上に収益が圧迫され、営業利益は41百万円（前年同期比90.3%減）となりました。また経常利益は1億33百万円（前年同期比70.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は69百万円（前年同期比76.7%減）となりました。

当社グループの売上高を品目区分別に示すと、次のとおりであります。

区 分	第 82 期 (2021年3月期)	第 83 期 (2022年3月期)	前 期 比 増 減	
	金 額	金 額	金 額	増減率
土 木 建 築 用 資 材	千円 11,784,859	千円 12,265,384	千円 480,524	% 4.1
合 計	11,784,859	12,265,384	480,524	4.1

② 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は6億13百万円で、主に愛知県岡崎市における新工場建設を用途としております。

③ 資金調達の状況

当社グループでは当事業年度において、銀行からの借入を実施し、借入金当期末残高は19億1百万円となっております。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2022年4月1日に株式会社渡部建設の株式78株を追加取得いたしました。当該株式取得に伴い、同日より株式会社渡部建設は当社の連結子会社となります。

詳細は、連結計算書類の連結注記表（重要な後発事象に関する注記）をご参照ください。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第80期 (2019年3月期)	第81期 (2020年3月期)	第82期 (2021年3月期)	第83期 (2022年3月期)
売 上 高 (千円)	12,696,687	13,079,664	11,784,859	12,265,384
経 常 利 益 (千円)	39,352	247,152	454,590	133,139
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円) (△は純損失)	△72,523	215,612	298,447	69,676
1株当たり当期純利益 (△は純損失) (円)	△11.73	34.78	47.99	11.16
総 資 産 (千円)	15,232,181	15,100,178	14,118,712	15,867,883
純 資 産 (千円)	10,522,008	10,595,115	10,970,517	10,960,010
1株当たり純資産額 (円)	1,700.73	1,707.64	1,762.04	1,754.29

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第83期の期首から適用しており、第83期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## ② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第80期 (2019年3月期)	第81期 (2020年3月期)	第82期 (2021年3月期)	第83期 (2022年3月期)
売 上 高 (千円)	11,107,507	11,491,187	10,522,575	11,071,685
経 常 利 益 (千円)	123,701	319,756	419,665	153,161
当 期 純 利 益 (千円)	27,386	106,846	271,439	96,223
1株当たり当期純利益 (円)	4.43	17.24	43.64	15.42
総 資 産 (千円)	13,048,599	12,960,775	12,809,405	14,610,700
純 資 産 (千円)	10,073,718	10,045,834	10,322,889	10,335,796
1株当たり純資産額 (円)	1,628.27	1,619.11	1,658.02	1,654.38

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第83期の期首から適用しており、第83期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (3) 重要な子会社の状況

### ① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
住倉鋼材株式会社	50,000千円	100.00%	土木建築用資材(溶接金網、フープ等)の製造販売

### ② その他の重要な企業結合の状況

SMC TOAMI LIMITED LIABILITY COMPANY 及び株式会社渡部建設を持分法の範囲に含めております。

## (4) 対処すべき課題

今後の当社グループを取り巻く事業環境につきましては、感染対策と社会経済活動の両立に向けた取り組みが強化され、個人消費の持ち直しを中心とした緩やかな回復途上にあります。欧米ではインフレ圧力に対抗するための金融政策を引き締める度合いを加速させており、金融緩和を継続する日本との格差が広がることから恒常的に円安傾向が定着化し、輸入材の高騰や調達難も懸念されます。また、ロシアによるウクライナ侵攻と各国の経済制裁により資源・原材料価格の騰勢が続くことに加え、紛争沈静化後も経済制裁

による分断により流通への悪影響が色濃く影を落とし、企業収益の悪化が設備投資減退に直結する懸念も拭えません。

このような環境のなか、当社グループは2021年4月1日から2024年3月31日までの3か年を対象期間とする中期経営計画において、「安定から成長へ」をスローガンに、新規事業、設備投資による効率化、事業提携またはM&Aなどに果敢に挑み、強靱な事業基盤を築くことを基本方針とし、以下の重点施策に取り組んでおります。

設備投資と意識改革	安定的な利益確保を目的とし、「コスト競争力の向上」「サービス品質の向上」「安全衛生対策の強化」に役立つ設備投資と意識改革に取り組む
新市場開拓	新しい発想で、新たな挑戦として、新製品開発・新規事業参入・新市場開拓を図る
実感をともなう組織の改革	業務を効率化し、課題に対して成果を出そうとする社員を会社がサポートし、成果に対する評価が実感できる組織・人事制度を構築する
トーアミブランドの再構築	これまで知られていなかった業種、業界でも当社グループが認知されることにより、顧客や取引先の範囲を広げ、事業の成長に貢献できるようトーアミブランドを再構築する

「新市場開拓」の一つとして、2022年4月に連結子会社となった株式会社渡部建設との連携による新たな収益機会の拡大を図り、現場ニーズを先取りした新サービス・新製品の開発を志向していくとともに、従来から緊密に連携している協力企業とパートナーシップ強化に努め、更なる事業拡大・新市場開拓を図ってまいります。

また、「設備投資と意識改革」の取り組みとして、今後カーボンニュートラルを目的とした環境対策に注力し、現在建設中の中部事業部新工場を皮切りに環境負荷を考慮した設備投資を着実に実施してまいります。

今後も社内改革に挑み、進取の気象を根付かせることで、過去の成功にとらわれない、大胆な成長戦略を立案し実行してまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、建材製品の専門メーカーとして、土木建築用資材の製造、販売を営んでおり、他社商品の仕入、販売も行っております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 当社の営業所及び工場

事業所名	営業内容	所在地
本社	—	大阪府四條畷市
関東事業部	営業部・千葉工場	千葉県白井市
中部事業部	営業部・愛知工場	愛知県岡崎市
関西事業部	営業部・奈良工場	奈良県生駒市
	営業部・四條畷工場	大阪府四條畷市
中国事業部	営業部・岡山工場	岡山県瀬戸内市
北九州事業部	営業部・福岡工場	福岡県飯塚市
南九州事業部	営業部・都城工場	宮崎県都城市

② 子会社の営業所及び工場

会社名	営業内容	所在地
住倉鋼材株式会社	営業部・本社工場	福岡県北九州市

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
254名 (32名)	5名増 (4名減)

(注) 使用人数は就業人員数であり、臨時従業員（準社員及びパートタイマー）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
221名 (28名)	5名増 (3名減)	45才2ヶ月	15年9ヶ月

(注) 使用人数は就業人員数であり、臨時従業員（準社員及びパートタイマー）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。



(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	630,004 千円
株式会社三菱UFJ銀行	641,670 千円
株式会社三井住友銀行	630,004 千円

## 2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 22,000,000株
- ② 発行済株式の総数 6,400,000株
- ③ 株主数 1,722名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
東洋物産株式会社	618 千株	9.90 %
北川芳仁	378	6.06
阪和興業株式会社	378	6.05
伊藤忠丸紅住商テクノスチール株式会社	368	5.89
小野建株式会社	368	5.89
細川幸祐	282	4.52
トーアミ従業員持株会	258	4.15
北川恵以子	190	3.04
北川麻理子	115	1.85
佐々木裕紀子	115	1.85

(注) 当社は、自己株式152,451株を保有しておりますが、表記しておりません。なお、上記の持株比率は、発行済株式の総数から当該自己株式数を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

役員区分	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)	21,500株	4名

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「2.(3)②役員報酬等の内容の決定に関する方針」及び「2.(3)③取締役の報酬等の総額」に記載しております。  
2. 非居住者である取締役については、株式の交付を留保しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役の氏名等 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	北川 芳 仁		
取締役会長	北川 芳 徳		
取締役	佐々木 利 昭	グループ九州地区担当	
取締役	下 田 修 一	海外業務担当	SMC TOAMI LLC 社長
取締役	古 田 貴 久	管理部門担当	
取締役	内 海 二 郎		
取締役 (常勤監査等委員)	吉 川 保		
取締役 (監査等委員)	近 藤 正 和		エスリード株式会社 社外取締役 (監査等委員)
取締役 (監査等委員)	藤 木 晴 彦		藤木晴彦税理士事務所 税理士

- (注) 1. 取締役 内海二郎氏及び取締役 (監査等委員) 近藤正和氏並びに藤木晴彦氏は、社外取締役であります。  
2. 取締役 内海二郎氏は、金融機関において財務面及び経営面での支援及び育成に携わり、また前勤務企業においては経営資源の管理及び運用業務に従事しており、企業経営や管理業務全般に関する相当程度の知見を有するものであります。  
3. 取締役 (監査等委員) 近藤正和氏は、金融機関において融資・審査部門の要職を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
4. 取締役 (監査等委員) 藤木晴彦氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
5. 取締役 (常勤監査等委員) 吉川 保氏は、20年間にわたり当社の経理部長を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び内部監査部門等との十分な連携を

行うため、常勤監査等委員として選定しております。

6. 当社は、取締役 内海二郎氏及び取締役（監査等委員）近藤正和氏並びに藤木晴彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
7. 取締役（監査等委員）近藤正和氏の重要な兼職先であるエスリード株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
8. 取締役（監査等委員）藤木晴彦氏の重要な兼職先である藤木晴彦税理士事務所と当社との間には特別の関係はありません。

## ② 役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社の役員報酬制度は、固定報酬と譲渡制限付株式報酬とに区分し配分しており、業績連動型報酬制度は採用していません。また、2017年6月29日の定時株主総会において、取締役6名（員数10名以内）（監査等委員である取締役3名除く。）の報酬限度額を年額2億50百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。）、うち社外取締役は年額20百万円以内、監査等委員である取締役3名（員数4名以内）の報酬限度額については、年額30百万円以内、インセンティブ報酬としての譲渡制限付株式報酬についても、年額20百万円以内（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）と決議されております。

なお、役員退職慰労金制度につきましては、2017年6月29日の定時株主総会決議により廃止いたしました。

役員報酬の算定方法及び決定過程に関しましては、「役員報酬規程」に基づき取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役に区分し、それぞれ株主総会において定められた範囲内で各取締役に配分しております。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額については、代表取締役社長が各役員の事業遂行への貢献度等を総合的に評価し区分ごとの報酬総額案を取締役会及び監査等委員会に提出し、監査等委員会の意見を踏まえ、取締役会の承認を得ており、個別の報酬額については、取締役会の決議により一任された代表取締役社長北川芳仁が、担当の職責及び職務並びに職位とその在任期間等を勘案し、役位別標準額及び従前の報酬額等を斟酌したうえで決定しており、上位の役位への昇任過程も同様であります。なお、委任した理由につきましては、当社の代表取締役社長として当社グループの経営を統括しているため、当社グループ全体の業績等を総合的に勘案し、各取締役の報酬額を決定できると判断したためであります。

監査等委員である取締役ににつきましては、その独立性に配慮し、職務及び責任に見合った水準の報酬体系を基準とし、監査等委員である取締役が協議し決定しております。

当社は、報酬委員会等の機関は設けておりませんが、役員報酬額については、あくまでも経営成績の結果を十分見極めたうえで取締役会が意見を述

べ、安易な配分にならないよう監査等委員会の客観的な意見を反映させることとしており、社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬額については、就任時の事情及び社会的地位並びに貢献度等も斟酌し決定しております。

当該事業年度に係る役員報酬に関する上記の方針については、2021年2月5日の取締役会で「役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針」として決議され、2021年6月29日の取締役会で当該方針に沿って決定されていることを確認しております。

### ③ 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の数 (名)
		固定報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	113,140 (2,400)	102,600 (2,400)	10,540 (-)	6名 (1名)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	12,000 (4,800)	12,000 (4,800)	- (-)	3名 (2名)
合計 (うち社外役員)	125,140 (7,200)	114,600 (7,200)	10,540 (-)	9名 (3名)

(注) 取締役の報酬等の総額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

### ④ 社外役員に関する事項

#### (イ) 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては「① 取締役の氏名等」に記載のとおりです。

#### (ロ) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	内海二郎	当事業年度に開催された取締役会14回のうち12回に出席し、企業経営・財務等に関する幅広い見識と経験に基づき幅広い視点からの提言・指摘等を行っております。
取締役 (監査等委員)	近藤正和	当事業年度に開催された取締役会14回のうち全てに出席し、また監査等委員会においては8回のうち全てに出席し、企業の経営分析及び再建に関する幅広い見識と経験に基づき、コーポレートガバナンス並びに当社の監視体制の強化に対する提言・指摘等を行っております。
取締役 (監査等委員)	藤木晴彦	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査等委員会8回の全てに出席し、税務・企業財務に関する幅広い見識と経験に基づき、コンプライアンス体制及び経営監視体制の強化に関する提言・指摘等を行っております。

### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役 内海二郎氏及び社外取締役(監査等委員) 近藤正和

氏並びに藤木晴彦氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

#### ⑥ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者（取締役及び監査等委員である取締役）が負担することになる法律上の損害賠償金、訴訟費用を当該保険契約により填補するものとしております。

なお、保険料は全額を当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

### (4) 会計監査人の状況

#### ① 名称

ネクサス監査法人

#### ② 報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 20,200千円

当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき  
金銭その他の財産上の利益の合計額 20,200千円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人による当事業年度監査計画の内容、監査時間及び報酬見積り等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

#### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。取締役会は、監査等委員会の当該決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任にかかる議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 企業として企業倫理や法令遵守の基本姿勢を明確にし、全ての取締役及び使用人が社会の信頼に応えるコンプライアンス体制の維持向上のため、代表取締役社長自身が企業活動の基本であるコンプライアンス精神を遵守し、かつ伝達・啓蒙し、管理本部に内部統制推進部門の責任者として担当取締役を配置しております。
- ・ また、当社及びグループ会社の内部統制を推進するため、管理本部長がリスク管理委員会及びコンプライアンス委員会の各委員長として、リスク管理体制とコンプライアンス体制の構築、整備、運用を行うこととしております。
- ・ リスク管理委員会は、リスク管理に関する当社及びグループ会社に必要な情報を共有し、会社の損失を最小化する活動を統括し、コンプライアンス委員会は、企業倫理やコンプライアンス精神の強化及び向上のため、具体的施策を立案、検討し、両委員会は、重要なものは取締役会に報告し、当社及びグループ会社の全使用人への教育に努めております。また、監査等委員会及び内部監査室と連携し、問題点等を調査し把握するとともにその改善に努めております。

### (反社会的勢力排除に向けた基本方針)

- ・ 当社及びグループ会社は、反社会的な個人及び団体からの不当要求やそれらに対する利益供与を排除し、毅然として対決していくこととし、仮に反社会的勢力による事案が発生した場合には、管理本部総務部を統括部署として情報を一元化し、組織的に遮断するための体制を整え、グループとして対処いたします。また、社内研修や啓蒙により周知徹底を図ることとしております。さらに、地元警察署との連携を密にするとともに、反社会的勢力と関係遮断を目的とする団体に加盟し、外部情報の収集及び意見交換を行っております。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、管理本部に統括責任者としての取締役を配置し、情報の厳正管理と保存を行い、また、監査等委員である取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務遂行に係る情報の保存及び管理が関連規程に準拠し実施されているかを監査し、必要があれば取締役会に報告しております。また、各取締役は、いつでもこの文書等を閲覧することができます。

### ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 代表取締役社長は、当社の属する業界を含めた将来的な事業環境を展望し、定めた年次経営目標が、業務執行部門の責任者によって確実に遂行さ

れるよう指導、監督し、当該目標達成のための具体的な方針及び重点施策を指示しております。取締役の職務執行は、取締役会の迅速な意思決定に基づき、その責任範囲及び権限に基づき遂行しております。

- ④ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 当社グループ会社の経営管理及び内部統制については、当社が子会社の自主性を尊重しつつ、適切な管理運営を行い、グループ全体の経営効率と健全性を確保するため、子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、都度当社へ報告され、事前協議を行い、承認を得る体制となっております。
  - ・ 当社の代表取締役社長は、グループ全体での業務の適正を確保するため、子会社の経営者と常日頃から経営状況に関する十分な協議と情報交換を行うとともに、当社の取締役等を子会社の取締役及び監査役として派遣し、子会社の取締役の職務執行を監視、監督し、業務執行状況を監査する体制としております。
  - ・ 当社及び子会社に重大な影響を与える不測の事態が発生した場合は、当社の代表取締役社長を対策本部長とする危機管理対策本部を設置し、迅速かつ必要な初期対応を実施すると同時に、損害及び影響を最小化するための体制を整えております。
  - ・ 取締役会は、適宜グループ管理体制の見直しを行い、監査等委員会及び内部監査室が子会社の監査を実施し、グループ経営の適正な運営が確認できる体制としております。
- ⑤ 監査等委員会が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- ・ 当社の規模及び監査の実務量から、常時補助部門及び専任の使用人は置かないものとしておりますが、監査等委員会が、職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と協議の上、監査業務を補助する使用人を決定することになっております。
  - ・ 監査補助者である使用人の人事に関しては、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保し、監査等委員会の指揮命令下に置くものとしております。
- ⑥ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ・ 監査等委員会は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、いかなる時も当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、使用人に対して報告を求めることができるものとしております。
  - ・ 当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人

は、当社グループの経営成績や業務遂行に重大な影響を与える法令違反及び定款違反並びに会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、速やかにその事実を監査等委員会に報告するものとしております。

- ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が、当該報告を行った者に対して、それを理由とする不利益な扱いをすることは、「内部通報規程」により固く禁じております。
- ・ 監査等委員会が調査を必要とする場合には、随時当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び子会社の取締役並びに使用人に報告を求めることができ、また、議事録等の情報記録を閲覧できるものとしております。

#### ⑦ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・ 当社及び子会社の財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法及びその他関係法令並びに内部統制評価基準に従い、内部統制の有効性を評価し、財務報告の体制を整備・運用するとともに、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正措置を行うこととしております。

#### ⑧ 監査等委員の職務執行（監査等委員の職務執行に関するものに限る）について生じる費用又は債務処理に係る方針に関する事項

- ・ 監査等委員である取締役が、職務執行について生じる費用の前払い等の請求、又は支出した費用及び支出した日以後における利息の償還請求、負担した債務の債権者に対する弁済を請求した時は、担当部門において審議のうえ、監査等委員会の職務執行に必要でないと認めた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。

### (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 取締役及び使用人は、当社の定める「取締役会規則」「コンプライアンス規程」「企業倫理規程」「トーアミ・グループ倫理規範」及び「トーアミ・グループ・コンプライアンスマニュアル」等に則り行動するとともに、有事対応に備え、「リスク管理規程」「経営危機管理規程」及び「経営危機対応マニュアル」（リスク・マネジメント・ポリシー）に基づき企業リスクを抽出し、それぞれ開催されるコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会において事案を審議・検討し、重要事項・必要事項に関しては取締役会に報告し対策を講じております。
- ・ これらは監査等委員会へも報告されると同時に、監査等委員は毎月開催される取締役会にも出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行が法令及び定款に適合していることを監視・監督しております。



- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・ 当社の取締役及び内部監査室は、取締役会その他の重要な会議ごとに作成される議事録が文書取扱規程に沿って適切に保管・管理され、随時閲覧又はその写しを入手できる体制としております。
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 定時取締役会を毎月及び必要に応じて臨時取締役会が開催され、各議案の審議・決定の他、職務執行が効率的に実施できる状況を確保しております。
  - ・ 業績の進捗管理及び重要業務の執行については、担当取締役の他、各事業部長等部門責任者からも随時報告させ、問題の検討を含む業務執行の適正を確保しております。
- ④ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 当社の代表取締役社長が、適宜子会社を訪問し、代表取締役相互の定期報告及び情報交換並びに指示伝達を行っております。また、重要な意思決定については事前に当社の承認を得ることとしております。
  - ・ 子会社の自主性及び独自性を尊重しながら、グループ会社管理規程に基づき適正な運営管理を行うと同時に、コンプライアンス及びリスク管理体制においても共有し、子会社からは随時必要事項の報告を受けております。
- ⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
- ・ 当社は、監査の規模等も勘案し専任の監査補助のための従業員は置かないものとしておりますが、必要に応じ本社の管理本部責任者が、監査等委員会の要請により随時熟練した管理本部社員を補助者として配置する体制をとっており、実務にあたっております。
- ⑥ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査等委員である取締役は、毎月開催の取締役会へ出席し、常勤監査等委員は、取締役会のみならず業務報告会及び各事業部の責任者を委員とするコンプライアンス委員会並びにリスク管理委員会等の社内会議へも適宜出席し、法令遵守に関する事項、リスク抽出に関する事項の他、取締役の業務の執行状況も把握できる体制を確保しております。
  - ・ 本社管理本部責任者は、常時常勤監査等委員である取締役との報告及び情報交換の機会を持ち、業務の執行状況及び発生する諸問題等についても必要に応じ意見を求めております。
- ⑦ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・ 監査等委員会は、会計監査人から事業年度の監査結果について定期的に報告を受ける他、法令に基づく内部統制システムの整備状況等も確認し、適宜会計監査人から監査状況を聴取しております。

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>9,118,835</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,687,163</b>
現金及び預金	1,635,679	支払手形及び買掛金	1,821,888
受取手形	760,752	1年内返済予定の長期借入金	419,976
売掛金	2,203,037	リース債務	17,327
電子記録債権	1,151,993	賞与引当金	89,718
商品及び製品	727,127	その他	338,252
仕掛品	450,867	<b>固定負債</b>	<b>2,220,709</b>
原材料及び貯蔵品	2,085,367	長期借入金	1,481,702
その他	105,812	リース債務	85,773
貸倒引当金	△1,802	退職給付に係る負債	65,298
		役員退職慰労引当金	13,650
<b>固定資産</b>	<b>6,749,047</b>	繰延税金負債	316,356
<b>有形固定資産</b>	<b>5,616,692</b>	その他	257,930
建物及び構築物	703,565	<b>負債合計</b>	<b>4,907,872</b>
機械装置及び運搬具	662,153	<b>(純資産の部)</b>	
土地	3,688,784	<b>株主資本</b>	<b>10,831,700</b>
建設仮勘定	550,179	資本金	1,290,800
その他	12,009	資本剰余金	1,209,832
<b>無形固定資産</b>	<b>27,316</b>	利益剰余金	8,400,046
その他	27,316	自己株式	△68,978
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,105,038</b>	その他の包括利益累計額	128,310
投資有価証券	774,644	その他有価証券評価差額金	144,683
関係会社長期貸付金	41,523	繰延ヘッジ損益	1,054
退職給付に係る資産	247,674	為替換算調整勘定	△30,029
その他	88,554	退職給付に係る調整累計額	12,601
貸倒引当金	△47,358	<b>純資産合計</b>	<b>10,960,010</b>
<b>資産合計</b>	<b>15,867,883</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>15,867,883</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		12,265,384
売 上 原 価		10,314,521
売 上 総 利 益		1,950,863
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,909,152
営 業 利 益		41,710
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	17,595	
受 取 賃 貸 料	25,431	
為 替 差 益	49,494	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	11,358	
そ の 他	19,924	123,805
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,307	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	21,740	
そ の 他	8,328	32,376
経 常 利 益		133,139
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	177	177
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		132,961
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	50,871	
法 人 税 等 調 整 額	12,414	63,285
当 期 純 利 益		69,676
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		69,676

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度 期首残高	1,290,800	1,211,369	8,423,921	△78,706	10,847,384
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△93,551		△93,551
親会社株主に帰属 する当期純利益			69,676		69,676
自己株式の処分		△1,536		9,727	8,191
株主資本以外の項目の 当連結会計年度中の 変動額(純額)					
当連結会計年度 変動額合計	—	△1,536	△23,875	9,727	△15,684
当連結会計年度末 残高	1,290,800	1,209,832	8,400,046	△68,978	10,831,700

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純 資 産 計
	その他有価 証券評価 差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算定 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の利益 累計額計	
当連結会計年度 期首残高	143,694	—	△25,568	5,007	123,133	10,970,517
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△93,551
親会社株主に帰属 する当期純利益						69,676
自己株式の処分						8,191
株主資本以外の項目の 当連結会計年度中の 変動額(純額)	988	1,054	△4,460	7,593	5,176	5,176
当連結会計年度 変動額合計	988	1,054	△4,460	7,593	5,176	△10,507
当連結会計年度末 残高	144,683	1,054	△30,029	12,601	128,310	10,960,010

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### (継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

### (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社は、住倉鋼材株式会社の1社であります。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社は、SMC TOAMI LIMITED LIABILITY COMPANY及び株式会社渡部建設の2社であり、決算日が連結決算日と異なるため、当該関連会社の12月31日現在の財務諸表を使用しております。

当連結会計年度より、株式会社渡部建設の株式を取得したことにより、持分法適用の範囲に含めております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度末と一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

###### ② 棚卸資産

商品、製品、原材料、仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、機械装置については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物及び構築物 2年～50年

機械装置及び運搬具 2年～14年

###### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

- す。
- ③ リース資産  
 自社利用のソフトウェア 5年  
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残存保証の取り決めがある場合は、残存保証額を残存価額）とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金  
 債権の貸倒損失の発生に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金  
 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金  
 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。
- (4) 重要な収益及び費用の計上基準  
 顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。  
 当社及び連結子会社は、土木建築会社等に対して、棒線加工品、コンクリート二次製品用溶接金網、メッシュフェンス等の土木建築用資材の製造・販売並びに仕入・販売を行っております。  
 これら商品及び製品の販売については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98号に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の引渡時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。
- (5) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法  
 繰延ヘッジ処理を採用しております。  
 ただし、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には、振当処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象  
 当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は、次のとおりであります。  
 ヘッジ手段…デリバティブ取引（為替予約取引）  
 ヘッジ対象…外貨建予定取引、外貨建債務
- ③ ヘッジ方針  
 外貨建取引に係る為替変動リスクをヘッジすることを目的として、為替予約取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象について、連結会計年度末において、個々の取引ごとのヘッジの有効性の評価をしておりますが、ヘッジ対象になる外貨建取引と為替予約取引について、通貨・金額・期間等の条件が同一の場合は、ヘッジの有効性が極めて高いことから評価を省略しております。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債又は資産は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

なお、当社においては当連結会計年度末に、年金資産の額が退職給付債務の額を超えているため、当該超過額を投資その他の資産に「退職給付に係る資産」として計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、主として発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生連結会計年度から費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98号に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

これによる、当連結会計年度に係る連結計算書類への影響はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

建物及び構築物	199,383千円
土地	291,970千円
計	491,354千円

上記の物件は、長期借入金 930,004千円の担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 9,859,998千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 末株式数 (株)
普通株式	6,400,000	—	—	6,400,000

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	46,695	7.50	2021年3月31日	2021年6月30日
2021年11月8日 取締役会	普通株式	46,856	7.50	2021年9月30日	2021年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
2022年6月23日開催の第83回定時株主総会において、次のとおり付議する予定であります。

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	46,856	利益剰余金	7.50	2022年3月31日	2022年6月24日



## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、「与信管理規程」に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は上場株式であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金の一部には、原材料の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引を利用してヘッジ取引を目的とした為替予約取引を行っております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「4. 会計方針に関する事項」に記載されている「(5) 重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額 (※)	時価 (※)	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	454,830	454,830	—
(2) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	(1,901,678)	(1,897,473)	4,204

(※) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

「受取手形」「売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

「関係会社長期貸付金」「リース債務」については、重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は319,814千円であります。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
投資有価証券 其他有価証券 株 式	454,830	—	—	454,830

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
長期借入金 (1年内返済予定の長期借 入金を含む)	—	1,897,473	—	1,897,473

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社及び連結子会社の主たる製品等の関連は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当 連 結 会 計 年 度
棒線加工品	9,501,336
コンクリート二次製品用金網	74,612
メッシュフェンス	1,043,160
その他	1,646,274
顧客との契約から生じる収益	12,265,384
その他の収益	—
外部顧客への売上高	12,265,384

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社及び連結子会社では、建築用資材の製品等の製造・販売並びに仕入・販売を行っております。これら商品及び製品の販売については、約束した財の引渡時点において顧客が当該財に対する支配を獲得し、履行義務が充足されたものと判断していることから、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品又は製品の引渡時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務を充足してから概ね6ヵ月以内に受領しております。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	3,692,874
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	4,115,783
契約負債（期首残高）	2,973
契約負債（期末残高）	6,269

契約負債は、契約に基づく履行に先立ち顧客から受領した対価に関連するものであります。当社及び連結子会社が契約に基づき履行した時点で、契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

該当事項はありません。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の総額に重要性がないため、注記は省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,754円29銭
2. 1株当たり当期純利益	11円16銭

(重要な後発事象に関する注記)

(取得による企業結合)

当社は、2021年4月1日に株式会社渡部建設の発行済株式260株のうち50%にあたる130株を取得し、関連会社としてきましたが、2022年4月1日に、発行済株式260株のうち30%にあたる78株を追加で取得し、当社の子会社としております。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業内容

被取得企業の名称：株式会社渡部建設

事業の内容：土木・建築工事業

(2) 企業結合を行った理由

当社は、2012年に建設業許可を取得し、主たる製品であるワイヤーメッシュの販売と同時に、当該製品の設置工事（敷込工事）を請負うことをサービスの拡充策として取り組んできましたが、近年、建設業における技能労働者の人手不足が顕著になるとともに、敷込工事の需要が増加しており、今後も当該業務が当社の成長に寄与することが予想されます。

株式会社渡部建設は、型枠工事を中心に幅広く質の高い施工で顧客の信頼を得ており、順調に業績を伸ばしている成長企業であり、今回の企業結合により、敷込工事の受注機会およびそれに伴う製品販売の増加等の効果が見込めるためです。

また、当社の事業基盤を活用した株式会社渡部建設のサービス拠点拡充により、双方の顧客に対して、よりきめ細やかなサービスを提供することが可能となることから当社グループ全体の成長に繋がると判断したためです。

(3) 企業結合日

2022年4月1日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

結合後の企業名称に変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

30%（従来からの所有する議決権比率とあわせて80%となります。）

(7) 取得企業を決定するに至った主な理由

当社が現金を対価として株式を取得したためです。

2. 被取得企業の取得原価及びその内訳

株式譲渡契約の定めにより、当社は秘密保持義務を負っていることから非開示とさせていただきます。

3. 主要な取得関連費の内訳及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 49,842千円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現在算定中です。

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた債務の額並びにその主な内訳

現在算定中です。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>9,166,789</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,356,858</b>
現金及び預金	1,588,646	支払手形	21,118
受取手形	693,499	買掛金	1,524,531
売掛金	2,028,569	1年内返済予定の長期借入金	419,976
電子記録債権	913,632	リース債務	17,327
商品及び製品	677,402	未払金	154,582
仕掛品	424,701	未払費用	129,344
原材料及び貯蔵品	1,824,493	賞与引当金	77,460
関係会社短期貸付金	918,000	その他	12,518
その他	98,570	<b>固定負債</b>	<b>1,918,045</b>
貸倒引当金	△727	長期借入金	1,481,702
		リース債務	85,773
<b>固定資産</b>	<b>5,443,911</b>	繰延税金負債	92,640
<b>有形固定資産</b>	<b>4,224,674</b>	その他	257,930
建物	621,521	<b>負債合計</b>	<b>4,274,903</b>
構築物	21,365	<b>(純資産の部)</b>	
機械及び装置	504,105	<b>株主資本</b>	<b>10,190,058</b>
車両運搬具	2,354	<b>資本金</b>	<b>1,290,800</b>
工具器具及び備品	10,058	<b>資本剰余金</b>	<b>1,209,832</b>
土地	2,515,089	資本準備金	1,205,879
建設仮勘定	550,179	その他資本剰余金	3,952
<b>無形固定資産</b>	<b>25,278</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>7,758,404</b>
ソフトウェア	18,150	利益準備金	128,430
その他	7,128	その他利益剰余金	7,629,974
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,193,957</b>	別途積立金	6,500,000
投資有価証券	454,830	繰越利益剰余金	1,129,974
関係会社株式	428,842	<b>自己株式</b>	<b>△68,978</b>
関係会社長期貸付金	102,841	<b>評価・換算差額等</b>	<b>145,738</b>
前払年金費用	229,512	その他有価証券評価差額金	144,683
その他	86,608	<b>繰延ヘッジ損益</b>	<b>1,054</b>
貸倒引当金	△108,676	<b>純資産合計</b>	<b>10,335,796</b>
<b>資産合計</b>	<b>14,610,700</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>14,610,700</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		11,071,685
売 上 原 価		9,309,906
売 上 総 利 益		1,761,779
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,692,093
営 業 利 益		69,685
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	21,936	
受 取 賃 貸 料	21,560	
為 替 差 益	49,494	
そ の 他	10,891	103,882
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,307	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	9,814	
そ の 他	8,286	20,407
経 常 利 益		153,161
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	177	177
税 引 前 当 期 純 利 益		152,983
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	50,662	
法 人 税 等 調 整 額	6,097	56,759
当 期 純 利 益		96,223

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
					別途積立金	繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	1,290,800	1,205,879	5,489	1,211,369	128,430	6,500,000	1,127,302	7,755,732
当 期 変 動 額								
剰余金の配当							△93,551	△93,551
当 期 純 利 益							96,223	96,223
自己株式の処分			△1,536	△1,536				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△1,536	△1,536	—	—	2,671	2,671
当 期 末 残 高	1,290,800	1,205,879	3,952	1,209,832	128,430	6,500,000	1,129,974	7,758,404

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有 価証券評 価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△78,706	10,179,194	143,694	—	143,694	10,322,889
当 期 変 動 額						
剰余金の配当		△93,551				△93,551
当 期 純 利 益		96,223				96,223
自己株式の処分	9,727	8,191				8,191
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			988	1,054	2,043	2,043
当 期 変 動 額 合 計	9,727	10,863	988	1,054	2,043	12,906
当 期 末 残 高	△68,978	10,190,058	144,683	1,054	145,738	10,335,796

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### (継続企業の前題に関する注記)

該当事項はありません。

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式 移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

① 市場価格のない株式等以外のもの 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

② 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

#### 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法を採用しております。

#### 3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品、製品、原材料、仕掛品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、機械及び装置については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物 7年～47年

機械及び装置 2年～10年

(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は、残価保証額を残存価額）とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用 定額法を採用しております。

#### 5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失の発生に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等



(2) 賞与引当金

特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、当事業年度末において、年金資産の額が退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額を超えているため、当該超過額を投資その他の資産に「前払年金費用」として計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生事業年度から費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

6. 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、土木建築会社等に対して、棒線加工品、コンクリート二次製品用溶接金網、メッシュフェンス等の土木建築用資材の製造・販売並びに仕入・販売を行っております。

これら商品及び製品の販売については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98号に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の引渡時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

ただし、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には、振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は、次のとおりであります。

- ヘッジ手段…デリバティブ取引（為替予約取引）  
ヘッジ対象…外貨建予定取引、外貨建債務
- (3) ヘッジ方針  
外貨建取引に係る為替変動リスクをヘッジすることを目的として、為替予約取引を行っております。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法  
ヘッジ手段及びヘッジ対象について、事業年度末において、個々の取引ごとのヘッジの有効性の評価をしておりますが、ヘッジ対象になる外貨建取引と為替予約取引について、通貨・金額・期間等の条件が同一の場合は、ヘッジの有効性が極めて高いことから評価を省略しております。

### （会計方針の変更に関する注記）

#### （収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98号に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84号ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

#### （時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

これによる、当事業年度に係る計算書類への影響はありません。

### （貸借対照表に関する注記）

#### 1. 担保に供している資産

建物	199,383千円
土地	291,970千円
計	491,354千円

上記の物件は、長期借入金 930,004千円の担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 7,959,523千円

3. 関係会社に対する金銭債権、債務は、次のとおりであります。

(1) 短期金銭債権	1,017,145千円
(2) 長期金銭債権	102,841千円
(3) 短期金銭債務	2,673千円

4. 貸出極度額の総額及び貸出残高

当社は、効率的な資金調達を行うため、子会社との間で極度貸付契約を締結しております。

当該契約に基づく貸出極度額の総額及び未実行残高は、次のとおりであります。

貸出極度額の総額	1,000,000千円
貸出実行残高	918,000千円
差引額	82,000千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

(1) 営業取引高	
① 売上高	230,392千円
② 仕入高	60,849千円
(2) 営業取引以外の取引高	5,401千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	173,951	—	21,500	152,451

普通株式の自己株式の株式数の減少21,500株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものです。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	23,718千円
未払社会保険料	3,785千円
貸倒引当金	33,499千円
未払役員退職慰労金	78,365千円
ゴルフ会員権評価損	22,107千円
棚卸資産評価損	7,274千円
減損損失累計額	554,641千円
出資金評価損	55,860千円
その他	15,076千円
小計	794,329千円
評価性引当額	△752,373千円
繰延税金資産計	41,955千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△63,854千円
前払年金費用	△70,276千円
その他	△465千円
繰延税金負債計	△134,596千円
繰延税金負債の純額	△92,640千円

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報について連結注記表（収益認識に関する注記）に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種 類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	住倉鋼材㈱	所有 直接 100.00%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注1)	117,000	関係会社 短期貸付金	918,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、市場金利等を勘案して決定しております。

(注2) 関連会社の長期貸付金に対し、102,841千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において9,814千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,654円38銭
2. 1株当たり当期純利益	15円42銭

(重要な後発事象に関する注記)

連結注記表（重要な後発事象に関する注記）をご参照ください。

# 連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

株式会社トーアミ

取締役会 御中

ネクサス監査法人

大阪府大阪市

代表社員	公認会計士	森田 知之
業務執行社員		
代表社員	公認会計士	岩本 吉志子
業務執行社員		
代表社員	公認会計士	岡本 匡央
業務執行社員		

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トーアミの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トーアミ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

株式会社トーアミ

取締役会 御中

ネクサス監査法人

大阪府大阪市

代表社員 業務執行社員	公認会計士	森田 知之
代表社員 業務執行社員	公認会計士	岩本 吉志子
代表社員 業務執行社員	公認会計士	岡本 匡央

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トーアミの2021年4月1日から2022年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監

査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第83期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ネクサス監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ネクサス監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月16日

株式会社トーアミ 監査等委員会

常勤監査等委員 吉 川 保 ⑩

監査等委員 近 藤 正 和 ⑩

監査等委員 藤 木 晴 彦 ⑩

(注) 監査等委員近藤正和及び藤木晴彦は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

第83期の期末配当につきましては、株主の皆様への適正な利益還元を重視しながら、経営体質の強化及び将来の事業展開を総合的に勘案し、安定した配当を維持するため、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき7円50銭といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は、46,856,618円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月24日といたしたいと存じます。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社及び当社グループの事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に目的事項の追加を行い、これに伴う号数の繰り下げを行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
  - ① 株主総会参考書類の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供制度等）第1項を新設するものであります。
  - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供制度等）第2項を新設するものであります。
  - ③ 変更案第15条（電子提供制度等）の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。
  - ④ 変更案第15条（電子提供制度等）の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 金網及び針金の製造加工販売</p> <p>(2) 金属製品製造機械の製造加工販売</p> <p>(3) 各種建築材の製造加工販売</p> <p>(4) 建築、土木工事の設計、工事監理、請負及び施工</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(5) 不動産賃貸</u></p> <p><u>(6) 前各号に附帯する一切の事業</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第15条～第40条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 金網及び針金の製造加工販売</p> <p>(2) 金属製品製造機械の製造加工販売</p> <p>(3) 各種建築材の製造加工販売</p> <p>(4) 建築、土木工事の設計、工事監理、請負及び施工</p> <p><u>(5) 建築積算業務</u></p> <p><u>(6) 不動産賃貸</u></p> <p><u>(7) 前各号に附帯する一切の事業</u></p> <p><u>(電子提供制度等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会参考書類等の内容である情報について、株主が電磁的方法により提供を受けることができる措置をとるものとする。</p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第16条～第41条 (現行どおり)</p> <p><u>(附 則)</u></p> <p><u>定款第15条(電子提供制度等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生じるものとする。なお、本附則は、施行日から6ヵ月を経過した日にこれを削除する。</u></p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会より、決定手続き及び内容は相当であるとの報告を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社 株式の数
1	北川 芳 仁 (1969年8月8日生)	2001年8月 当社入社 2008年6月 当社取締役 2010年6月 当社常務取締役 2011年4月 当社関西事業部長 兼 中国事業部長 2013年6月 当社代表取締役社長 (現任)	378,596株
	[取締役候補者の選任理由] 北川芳仁氏は、代表取締役社長としての実績を積み、溶接金網業界の将来を見据えながら、メーカーとしての体質改善及び差別化を図るための設備投資にも積極的に取り組み、経営の効率化及び企業価値の向上に向け独自の経営施策を実行しており、当社グループのリーダーとして十分に適任であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
2	北川 芳 徳 (1941年8月25日生)	1963年5月 当社入社 1973年10月 当社取締役 1980年10月 当社代表取締役社長 2013年6月 当社代表取締役会長 2018年4月 当社取締役会長 (現任)	29,600株
	[取締役候補者の選任理由] 北川芳徳氏は、長年当社の代表者としてグループ全体をけん引すると同時に、当業界全体のリーダーとしても豊富な経験及び見識を持ち、当社の取締役会長として社長を支えていく立場であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所 有 す る 社 数 株 式 の 数
3	さ さ き と し あ き 佐 々 木 利 昭 ( 1 9 6 7 年 1 2 月 2 5 日 生 )	1995年12月 当社入社 2008年 6 月 当社取締役 ( 現任 ) 2011年 4 月 当社中部事業部長 2013年 5 月 当社中国事業部長 2013年 6 月 当社関西事業部長 2015年 4 月 当社海外事業推進 SMC TOAMI LLC 社長 2017年 4 月 当社北九州事業部長 兼 南九州事 業部長 ( 現任 )	11,700株
	[取締役候補者の選任理由] 佐々木利昭氏は、当社役員の中でもベトナムの合弁事業をはじめ、全事業拠点の責任者を歴任した幅広い経験及び見識を有しており、現在は九州地区における当社グループの連携及び更なる基盤の強化に努めていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
4	し も だ し ゅ う い ち 下 田 修 一 ( 1 9 6 4 年 1 1 月 2 0 日 生 )	1989年 9 月 当社入社 2016年 4 月 当社北九州事業部長 兼 南九州事 業部長 2017年 4 月 SMC TOAMI LLC 社長 2018年 6 月 当社取締役 ( 現任 ) 当社海外業務担当 ( 現任 )	11,700株
	[取締役候補者の選任理由] 下田修一氏は、当社の営業部門における十分な実績及び経験を有し、当社の事業拠点での責任者を務めたのち、ベトナムの合弁事業における成長戦略の策定及び推進並びに当社グループの海外における新規事業を担当するなど、経営全般にわたる見識を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		



候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社 株式の数
5	ふる た た か ひ さ 古 田 貴 久 (1966年3月9日生)	2020年1月 当社入社 管理本部総務部長 2020年6月 当社取締役管理本部長 (現任)	7,300株
	[取締役候補者の選任理由] 古田貴久氏は、従前の金融機関における業務経験から、事業経営及び管理業務全般に関する十分な知見を有し、現在は当社管理本部の責任者として、経営企画並びに内部統制システムを含むリスク管理及びコンプライアンスに関する運営体制の維持・強化に努めており、業務執行者としても適任であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
6	う つ み じ ろ う 内 海 二 郎 (1954年4月5日生)	2002年11月 株式会社大和銀行 (現株式会社り そな銀行) 桜川支店長 2007年8月 株式会社船井興産 執行役員 2020年6月 当社社外取締役 (現任)	0株
	[社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要] 内海二郎氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、長年の金融機関勤務において、財務面及び経営面での支援及び育成に携わり、また前勤務企業では経営資源の管理及び運用業務に従事するなど、幅広い経験と知見を有しております。また2020年6月26日開催の第81回定時株主総会において取締役に選任されて以来、社外取締役として適切な提言・指摘等を行っていることから適任であると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。 同氏には、その高い見識や豊富な経験等に基づき、取締役会等の場において独立した立場から提言・指摘等を行うことにより、当社の業務執行に関する監視機能の役割を担っていただくことを期待しております。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者 内海 二郎氏は、社外取締役候補者であります。
3. 候補者 内海 二郎氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
4. 候補者 内海 二郎氏は、当社との人的関係、資金的関係その他の利害関係はないため、東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 候補者 内海 二郎氏と当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、再任をご承認いただいた場合は、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、訴訟費用を填補するものとし、当該保険料については全額当社負担としております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

(ご参考)

取締役 スキルマトリックス

	経営戦略	内部統制 コンプライアンス	I T ・ I O T 研究開発	営 業 マーケテ ィング	製 品 ・ 材 料	リ ス ク マ ネ ジ メ ン ト	金 融 経 済	グ ロー バ ル 経 験
北 川 芳 仁	●		●		●			
北 川 芳 徳	●			●	●			
佐々木 利 昭				●	●			●
下 田 修 一			●	●				●
古 田 貴 久	●	●				●		
内 海 二 郎	●			●			●	
吉 川 保		●			●	●		
近 藤 正 和		●				●	●	
藤 木 晴 彦		●				●	●	

各取締役特に期待する分野を3つまで記載しています。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会より同意を得ております。補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

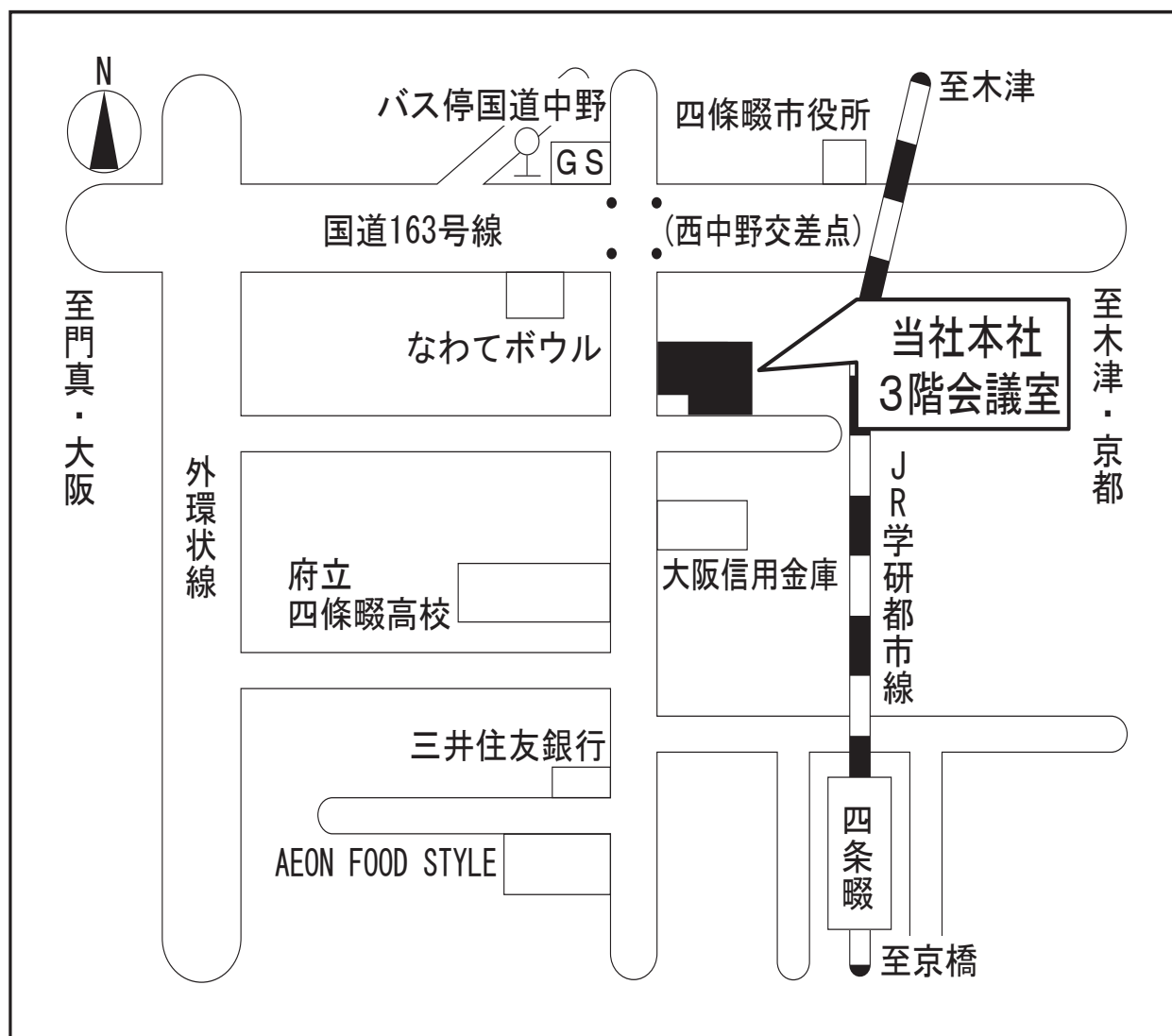
氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
こいそ 小 磯 ゆ かり (1971年3月22日生)	2008年6月 小磯会計事務所 開業 2013年1月 税理士法人KTリライアンス 代表社員(現任) (重要な兼職の状況) 税理士法人KTリライアンス 代表社員	0株
[補欠の監査等委員である社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要] 小磯ゆかり氏は、過去に直接会社の経営に関与したことはありませんが、経営に関して、専門的な知識・経験等に基づき各種企業の業務のサポート・助言を行っていることから、中立的かつ客観的立場から監督・提言いただくことにより、当社の監督機能の強化に繋がることを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としてしました。		

- (注) 1. 候補者 小磯ゆかり氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者 小磯ゆかり氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 候補者 小磯ゆかり氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、訴訟費用を填補するものとし、当該保険料については全額当社負担としております。候補者 小磯ゆかり氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

以 上

## 定時株主総会会場ご案内図

会 場 大阪府四條畷市中野新町10番20号  
当社本社 3階会議室  
TEL (072) 876-1121 (代表)



交通 ■ JR学研都市線四条畷駅より徒歩約15分  
■ 京阪電車大和田駅より京阪バス(21②3系統)にて  
国道中野下車徒歩約3分